

障がい福祉瓦版

障害者差別解消法



■問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

障害者差別解消法をご存じでしょうか。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目的としています。



対象となる「障がい者」とは

障害者手帳の有無に関わらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがあり、社会の中にある障壁（バリア）によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方すべてが対象です（障がい児も含まれます）。



障害者差別解消法の内容

不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止するものです。

差別の具体例

- 受付での対応を拒否する
- 障がいを理由に不動産物件を紹介しない
- 本人を無視して付き添いの人にだけ話をする
- 保護者や介助者がいないとお店に入れない

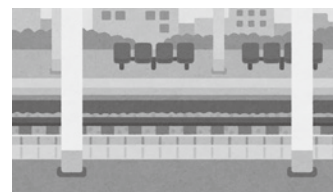


合理的配慮の提供

障がいのある方から、手助けを必要としている意思が伝えられた場合には、負担が重すぎない範囲で対応することです。

具体例

- 段差がある場合にスロープなどを使う
- 筆談、手話などわかりやすい表現を使って説明する
- できるだけ、静かな場所で過ごせるようにする
- 駅のホームに点字ブロックを設置する



	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体等	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	※努力義務

※障害者差別解消法の一部が改正され、民間事業者の合理的配慮の提供が努力義務から法的義務となります。改正法は公布日（令和3年6月4日）から起算して3年以内に施行されます。

困ったときは

障がいがあることを理由に不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮の提供をしてもらえなかったなど、困ったことがあれば、社会福祉課☎(32)8900にご相談ください。



障害者差別解消法の詳しい内容は

Webサイト

- 内閣府 障害者差別解消法（わかりやすい版）

